

# 伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第5号 2017年6月16日発行  
発行:伊方原発をとめる大分裁判の会  
〒870-0802 大分市田の浦12組  
TEL097-529-5030 fax097-532-3772  
郵便振替01710-7-167636  
E-mail:nonukes@able.ocn.ne.jp  
<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>

## 追加提訴114名、計378名の大原告団に

5月11日、口頭弁論に先立ち第2次原告団114名が追加提訴しました。これにより総数で378名の大原告団となりました。教育労働裁判を別として、住民が主体の大分地裁の訴訟では、昭和40年代の風成裁判310数名(臼杵市で大阪セメント進出をとめる)、新産都大分8号地計画埋立反対裁判の1次原告330名(裁判は負けたが、結果的に埋め立て計画はとまる)と並ぶ大原告団となりました。

伊方原発を何としても止めなければ！という大分県民の強い願い・意志の表れと言えます。応援団も180名を超えるました。私達は大分地裁で大分県民の期待を背負って裁判に臨み、過酷事故が起これば生命・財産・生存基盤そのものを根こそぎ破壊する危険な伊方原発の稼働を一刻も早くやめさせる決意を強くしました。



追加提訴の訴状を提示する第2次原告の皆さん

## 定期総会

7月1日(土)

15:00~17:00

大分市コンパルホール3階311

大分地裁に本裁判提訴後、初めての定期総会です。多数の出席で成功させましょう。

### 交流会（懇親会）

時間 18:00~20:00

参加費 約4000円

場所 当日ご案内します。

## 第5回口頭弁論

7月20日(木)

13:40~50 原告以外の傍聴者抽選

14:00 原告の傍聴希望者集合

14:30 第5回口頭弁論

15:00~第8回仮処分審尋

15:30~報告会・記者会見（予定）

大法廷を満席に！熱気で満たそう！

総会、交流会、口頭弁論の出席については同封の申込書にて申し込んでください。6月24日必着。切手代62円は各自負担です。

# 原発事故に脅える日々から解放を！

## 意見陳述書



原告 小手川美咲

1) 原告の小手川美咲と申します。私は、原発事故をきっかけに2013年1月に神奈川県から母と妹と猫の一家で移住してきた26歳の会社員です。福島原発事故前も、事故後しばらくの間も、原発に全く関心がありませんでした。そんな私が、縁もゆかりもない大分県に移住し、原告になった経緯をお話しさせてください。

2) 関東に放射能が降り注いだ2011年3月15日と21日、大学2年生だった私は、屋外にいました。マスクもせず、雨にも濡れました。事故後、海外ではすぐに公表された放射能の情報が、日本では隠され、私たちは、知っていたらできたはずの被ばく対策をとることができませんでした。今では、そのことに関する報道はほとんどなく、なかつたことのようにされています。しかし、私は、一生忘れません。

放射能が降り注いだそのことに、いち早く気づいたのは妹でした。しかし、東京まで通学していた私は、妹が原発や関東の汚染の話をするのが嫌で仕方ありませんでした。汚染の現実がなかつたかのように、放射能が降り注いでいないかのように暮らしたかったのです。

しかし、現実を突きつけられる出来事が起きました。2011年8月、大学3年生の時、体中に赤い水ぶくれのような湿疹ができ、その一部は黒く変色し、ほくろとなって残るという症状が現れました。生まれて初めての症状に怖くなって、すぐに家族に見せました。病院で診察を受けると、お医者さんからは「原因不明」と言われました。

もしこの症状が未来の自分への警告だった

としたら、そう考えたら、とても怖くなりました。この日を境に空気、食べ物、飲み物、全てに「目に見えない危険」があるように感じ、とても生きづらくなりました。友人と外食をしてお喋りするのが大好きだったのですが、それもできなくなりました。当たり前にしていた呼吸すら怖いと感じる日が来るなど、夢にも思っていませんでした。

この頃から、自分は、原発や放射能の知識を求めるようになりました。ウクライナではチェルノブイリ原発事故から22年後の2008年時点で約8割の子どもが病気を持って生まれていることを知りました。また、アメリカの有名な機関誌「米国科学アカデミー紀要」に掲載された日本の放射能汚染図を見て、放射能はどこまでも飛ぶという現実を目の当たりにしました。

私は、これらの知識を得て、ただただ怖くなりました。そんな私に、母から「あなたたちの子どもに何かあったら、お母さんは死んでも死にきれない。」と涙ながらに言われました。その時、自分の命は将来の子どものための命でもあることに気づき、私は、移住を考え始めました。

3) しかし、移住するかしないかは、簡単に決断できる問題ではありませんでした。自分は関東で就職しようと思っていました。また、母子家庭でお金もないのに持っているほぼすべてのお金を費やして九州に行くことに意味はあるのか、と悩みました。大好きな人たちと離れ、知り合いがない移住先で抱えるストレスのことも不安でした。

その後も、原因不明の湿疹は増え続け、2012年7月、大学4年生の時、ウイルスによる

病気で2週間入院しました。その病気は、免疫力が高ければ入院しなくとも自然に治る病気だったので、なぜそこまで悪くなったのか自分にもお医者さんにもわかりませんでした。もしこれが放射能によるものだったら、私は10年後健康でいられるのだろうか、と怖くなりました。

こうしている間にも、福島の原発からは、ずっと放射性物質が風向きによっては関東に流れているというスイス気象局の放射能拡散予測を見た時、私は、もう関東には住めないと思いました。移住するかしないかを悩んでいる場合ではないと思いました。こうして私は、移住を決意したのです。

4) すぐに移住先を探し始めました。移住の相談に乗ってくれた知人に勧められ、別府を訪れました。別府の海沿いや鉄輪の湯煙といった、別世界の風景に一目惚れし、移住を決めました。温かい人達のおかげで住む場所も仕事も決まりました。この大分県は、昨年結婚した私にとっては、まさに第二の故郷です。今では一生大分県で暮らしていきたいと思っています。

ですが昨年、伊方原発が動いた知らせを聞いた時、言葉では言い表せられないほどの恐怖を感じました。地震、テロ、ミサイルなど、事故が起きる可能性はゼロではありません。伊方原発が事故を起こし、大分県が汚染され、自分や自分の大切な人の健康がむしばまれていくことを想像すると目の前が真っ暗になります。もう近くの湧水を汲みに行ったり、温泉に入ったり、鶴見岳に登ったり、大分の新鮮な野菜や魚を食べられなくなると思うと心臓が痛くなります。次は私はどこに逃げれば良いのでしょうか。もうどこにも逃げたくありません。

5) 裁判官の皆さんにも、きっと私と同じように大切な人、守りたいものがあると思います。伊方原発が爆発した時、私たちは、その人を守れるでしょうか。原発が停止して大切なものを守れるなら、安心して暮らせるなら、これ以上の幸せはないと思いませんか。

6) お願いです。どうか、私達を助けていた

だけないでしょうか。大分県の人々を、原発事故で苦しむ全ての人達を助けてください。どうか原発事故に脅える日々から解放してください。何故、一度きりの人生を、今の暮らしが終わってしまうのは「今日かも。」「明日かも。」と脅えながら生きなければならないのですか。

もし、願いが一つだけ叶うなら、放射能が降り注いだあの日以前に戻してほしいです。でもそれはできません。だから、もう二度と同じ悲劇が繰り返されないように、原発を止めるしかないと思っています。

(5月11日 第4回口頭弁論より)

## 参考資料

### 関東地方で通常の100~20倍の数値



(大分合同新聞 2011.3.16)

関東地方で2011年3月15日、通常より高い放射線量が観測された。北風が強かった午前中は、原発の南側にある栃木や茨城、群馬、千葉、東京、神奈川の各都県で場所によっては、通常の100倍から20倍という高い数値を記録。各地の高い数値は放射性物質が風に乗って拡散した結果と見られる。

# 裁判官は憲法及び法律のみに拘束される

## 意見陳述書



弁護士 岡村正淳

弁論更新にあたり、下記のとおり意見を述べます。

1) 本件は、平成28年9月28日に提訴されましたが、これに先立ち同年7月4日、本件原発の運転の差止めを求める仮処分が申請されました。その背景には、昨年4月の熊本大分大地震を契機に一段と高まった、佐賀関半島と目と鼻の先にある伊方原発が同じような地震に見舞われたらどうなるのか、福島と同じ状況になるのではないか、どんなことがあってもそのような事態は差し止めなければならぬという切迫した危機感がありました。その危機感と、原告弁護団団長河合弘之弁護士をはじめとする脱原発弁護団全国連絡会の皆さんのが切り開いてきた司法による原発差止め、脱原発の可能性に関する展望とがあいまって、仮処分及び本訴が提訴されたものです。

2011年の福島原発の事故には私も大きな衝撃を受けましたし、個人的にも、当時千葉県松戸市に住んでいて5月に出産予定だった長女が、放射能汚染のホットスポットにあたり、水道水も汚染され、コンビニエンスストアに水もないとして急遽大分に避難してきて大分で出産したということがありました。その後使用済み核燃料の保管施設オンカロに関するフィンランドの映画を見て、原発と人類は共存できないとの思いを深めていました。それで、玄海原発運転差止め訴訟の弁護団に名前は出していましたが、原発訴訟のような困難な訴訟に実働部隊として参加することは、自分の能力の限界を超えると思っていました。

2) 大分における原発訴訟の胎動及び先進弁護団の献身的な姿勢に、怠惰な私も覚醒を余儀なくされました。福島原発事故まで厳しい判決が続いてきた原発訴訟で、仮処分により現実に原発の運転を差し止めることができたこと、そこには、原発の安全性に対する司法審査の在り方に関する論理の深化発展があり、判決文の中には、裁判官がまさに全身全霊を込めたと思われる彫心鏤骨の文言が刻まれていることを知りました。例えば、大飯原発運転差止めの判決要旨は、このように述べています。

「当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わりたり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」

個人の尊厳、幸福追求権を保障している憲法の下、良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律のみに拘束される裁判官の矜持と張り詰めた責任感がここに凝縮されているように思います。

3) しかし、原告の皆さん方、脱原発を求める国民に大きな希望を与えた処分決定や判決

の流れに逆行するかのような決定が最近相次ぎました。高浜原発の運転差し止めを命じた仮処分決定を取り消した大阪高裁の抗告審決定（3月28日）、伊方原発の運転差し止め仮処分申請を却下した広島地裁決定（3月30日）です。

それらの決定の当否は、今後精密に議論されるべき問題ですが、この二つの決定について、看過することのできない問題点を2点、述べたいと思います。

まず大阪高裁決定ですが、同決定は、基準地震動について、「地震という自然現象についての『最も確からしい姿』、換言すれば『標準的平均的な姿』を明らかにした手法であるといえる。」、「原子力規制委員会も、新規制基準の策定及び同基準適合性判断において、抗告人が上記手法を用いて基準地震動を策定することを是認している。」とし、問題は「標準的・平均的な姿」からの乖離であるところ、そのようなデータ即ち震源特性は認められないとしています。しかし、「標準的・平均的な姿」からの乖離が現実に繰り返しきつたことは顕著な事実であり、このような論理で原発の稼働を認めることは、原発災害の深刻重大性に目を瞑るものであり、無責任のそりを免れないものと言わざるを得ません。

次に広島地裁決定です。同決定は、川内原発の運転差止め仮処分申請を却下した原決定に対する抗告を棄却した福岡高裁宮崎支部決定について、それが「今のところ唯一の確定した抗告審決定である」ことを理由に、本件における司法審査の枠組みについては、同決定を参考するのが相当であるとして同決定に追随しました。これは、良心に従い独立して職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束されるとの裁判官の独立を自ら放棄したに等しい決定であるといわざるを得ません。

4) 裁判は、さまざまな主張が交錯する場であり、様々な見解があり得ることは当然です。しかし、原発の及ぼす被害の深刻さ、広範さ、そして半減期が数万年にも及ぶ放射能被害の特性に鑑みれば、原発の運転を差しめた判決や決定が既に道を開き、本訴状36頁でも指摘しているように、原発の運転が許容される安全性の基準は、「福島原発のような過酷

事故を二度と起こさないという意味での『限定的』絶対的安全性、ないしは絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性）」と解すべきです。

5) 最後に、私は昨年12月3日、熊本地震の震源地である益城町の被災地を訪ねました。地震の発生する日時、場所、規模等に関する科学の予知能力の限界、地震という自然災害に対する人間の無力を思い知らされました。それでも、自然災害だけであれば、人や共同体はそれを乗り越えていくことができます。現に、東日本大震災における地震及び津波の最大の被害地の復興には目覚ましいものがあります。しかし、福島原発は、廃炉の行程も未だ明らかでなく、汚染水は海に垂れ流され、地元への全面帰還に至っては、果たしてそれが可能か否かすら明らかではなく、共同体は引き裂かれたままです。伊方原発には、南海トラフや中央構造線断層帯の脅威もあります。私は今、先進的な弁護団の豊富な蓄積に謙虚に学び、一人の人間として原発に真摯に立ち向かいたいと考えています。裁判官もぜひ一緒に研鑽を積んでいただくことを期待して弁論更新にあたっての意見陳述とさせていただきます。（5月11日第4回口頭弁論より）

## あなたも意見陳述してみませんか

弁護団から原告の皆さんへのお願いです。

裁判官は通常は弁護士の書いた事務的な書類を通じてしか意見を知ることができないのでですが、意見陳述は裁判官にとって「どのような思いでこのような訴えが起きたのか、訴えがなされたのか」を知ることができる貴重な機会です。

意見陳述することによって、ただの事件でなく、社会に訴えるべき事件なんだと、その重要性が裁判所に伝わっていくことがあります。

原告の皆さんにはいろいろと思いをお持ちで原告になられた方ばかりだと考えていますので、「われこそは」という方は是非手を挙げてください。  
(弁護団より 田中良太)

# 科学者も参加へ

運転差し止め追加提訴



伊藤さんは大分県立高校教員を経て、1992年から大分高専で指導に当たつてきました。原発は「どちらかといえば反対」の立場だった。旧ソ連のチエルノブイリ事故などを見て「危ない」と思ってはいたが、自ら運動に参加することはなかった。

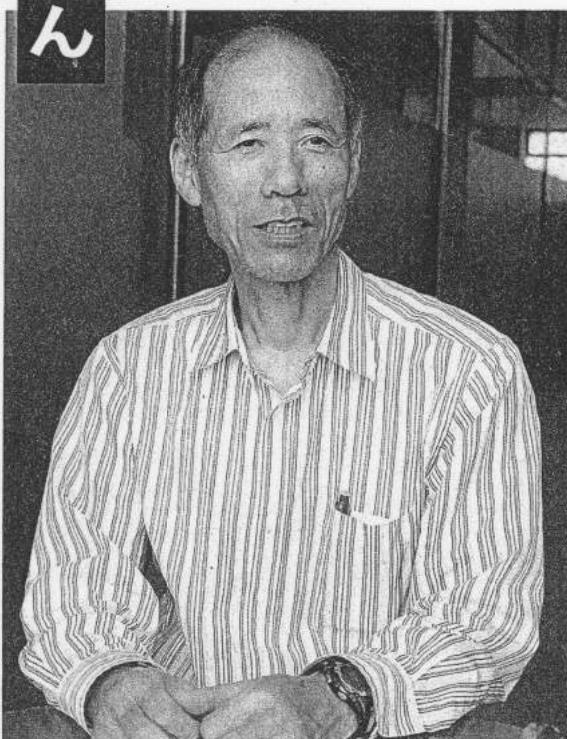
だが東京電力福島第1原発事故は衝撃だった。原子溝の泥上げ作業などを手伝った。福島第一原発は衝撃だつた。原子

「自然に対し人間は無力」

元大分高専教授の伊藤さん

大分県民264人が四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）の運転差し止めを求めた大分地裁の訴訟で、新たに110人以上が11日に追加提訴する。元大分高専教授（物理学）の伊藤康紀さん（65）＝大分市＝はその1人。東日本大震災で被災した福島県でボランティア活動を続け、自ら志願して福島高専の教壇に立っていた。今春に帰郷して裁判を知り「自分にできることをしたい」と加わった。

伊方原発運転差し止め訴訟で追加提訴の原告に加わる元大分高専教授の伊藤康紀さん＝大分市内



島を見た経験から「自然に對して人間は無力。想定外が起きない保証はどこにもない」と考えている。伊方原発から大分までは最短距離で45キロ。原子力災害対策上の国の重点区域は30キロ圏にとどまるが、「30キロ圏にとどまるが、30キロ圏で大丈夫という保証は何もない」と伊藤さん。『福島では今でも帰還困難区域がある。原発事故は火力発電所などの事故とは違う。』長期間、人が立ち入れない状況が続く」と指摘する。

今は太陽光、バイオマスなど新しいエネルギーが育っている。国は原発に頼らない政策へと方針を転換すべきだ。裁判が思いを伝える場になれば、と考えている。（藤内教史）



# 「STOP伊方原発レターメッセージ」

グリーンコープ生協組合員の皆さんから応援のエールが寄せられました

(まとめ 編集部森山)

広島の被爆2世の家族です。夫は「原爆とバクダンの違いは、原爆は遺伝子をこわして本人も次の代もその次も被害をうけることだ」と言います。

核の恐ろしさ…原発事故も同じです。何事もない日常に「ヒバクシャ」を生まないで！！

福島で被曝された方々（とくに子ども達）の心境を想像すると「即、原発は廃止！」なんんですけど、政府は逆の方向へ突き進んでいます。（Y）

わたしもげんぱつは反対です。

「げんぱつ反対」といってくれ  
てありがとうございます。WN



いまだ終結をみない東京電力福島第一原子力発電所。「安い」と言いながら、事故が起こると莫大なお金がかかるだけでなく、家族や友人、ふるさと、当たり前だった生活さえ奪ってしまう原子力。

人間が完全にコントロールできない原子力。

原子力で出される「核のごみ」の行き先もない。

ほかに代わるものがないわけではないエネルギーではないか。

今までして原子力発電に頼る意味がわからない。

『いのち』を生み、育てる母として大きな声で伝えたい、

”原発やめようえ！（K）

私達のかわりに裁判で『原発やめよう！』『大分にずっと住み続けたい』『故郷を守りたい』という思いを伝えてくださってありがとうございます。

再稼働をすすめようとする方、認める方は一度福島に行つて福島の被災された方に会つてもらえた、と思います。その方の前でも「原発は必要なんだ。あなた達だってそう思うだろ？」と言えるものなら言つてみてほしいです。どれだけ人が悩み苦しんでいるのか…。昔は日常だった当たり前の生活を取り戻したくて、もうもどれない。理性でわかっていても感情がどうしても現実を受け入れられず傷ついている…。それは地震や津波のせいじゃなくて原発事故のせいです。

現在、原発事故のなかつた被災地は復興して、被災者も辛い経験をのりこえようと頑張つていらっしゃるように聞いています。神戸の友だちも熊本の知人もそう言っています。でも福島の方たちの話は全然違います、聞いている方が辛くなるばかりです。

私は再稼働しない、させないことも福島の被災者に寄り添うことだと思っています。あなた達の辛い経験を受けとめ寄り添いたいから、もう絶対再稼働しない、させない、もう二度とあんな経験させたくない。再稼働するんじやないかと不安な気持ちにさせない。そして、被害者をつくらない。それぐらいしかできないと思つていたのに、それすらもできていません。

どうか頑張つてください。心から応援しています。（W）

# 被曝による健康被害は原発問題の核心

5月11日 報告集会：県弁護士会館

(文責 編集部森山)

第4回口頭弁論の開催された5月11日。報告集会のなかで、医師である松本文六原告団共同代表から、今後の裁判闘争の進め方についての重要な提起がありました。そして、河合弁護士（弁護団共同代表）から、問い合わせに答えるかたちで、福島における甲状腺がん問題の深刻化について大変重要な報告がありました。

## 問 い

松本：甲状腺がんの公式発表では176人（2016.12発表）。ところがこのあいだの国会審議（2017.4.14参議院東日本震災復興特別委員会）で山本太郎代議士が厚生労働省に質したところ、何と1082人という数字ですね。要するに隠ぺいしているわけです。福島県の健康調査は「もうこれ以上検診は続かない、希望者だけにします」とのこと。まさにそういう問題を全部葬り去ろうとしているのです。だけど庶民にとって一番不安なのは健康問題です。

“目に見えない、聞こえない、匂わない、味わえない、肌に感じられない”いわゆる五感に感じられないんですね、放射線障害は。そしていよいよそれが五感に感じられるようになった時は死の間近かです。その点、どうして裁判のなかで問題にされないのか、前々から気になっていたのです。

一番原告として気にしている健康障害の問題。これを裁判のもう一つの争点にしてほしいと思うし、実際に Chernobyl のものすごい健康障害が発生しているのは歴史的事実ですから。そういう展開もやって欲しいし、すべきではないでしょうか。どうも科学論争ばかり聞いていたり感じがしています。

## 回 答

河合：全くそのとおりだと思います。原発の最大の被害は健康被害です。健康被害というと軽く聞こえますが、甲状腺がん、白血病、その他総合的身体的な病気です。で、それが実際には因果関係はないんだ、怖くないんだということになるとどういうことになるのかというと、「放射線は怖くない」というのと同じなんです。

放射性物質は怖くないということになると、原発の重大事故は怖くないということになる。原発の重大事故は怖くないということはどういうことになるのか。「原発を動かす」ということになるのです。

だから、政府や原子力側はとにかく原発を動かしたい、そのためには健康被害が深刻であつては困る。だからそのことを隠ぺいしようとする。そのシステムたるや極めて強大です。実は私は、その問題がやっぱり一番深刻な問題だって考えているのです。

だから松本先生の言われるとおりなんですが、今まであまり取り上げられなかったのは、情報としてまだこちらが押せる状況になかったからです。

それで患者はどういう状況になっているかというと、松本先生の言ったとおり185人（2017.3発表）になっているのです。そのうち146人はすでに手術し、そのうちの数十人はそこから転移してアイソトープ治療をして、もっと深刻な放射性物質を飲んで、そして細胞にとりつかせて、その放射能の力でそのがんをつぶすという、そういう深刻な治療を受けているという状況なんです。

それで100万人に1人か2人しかもともとは発生しない珍しい病気なのが、38万人で割り算するとわかるんですが400倍くらいなんです。固く見積もっても20倍から50倍になる。スクリーニング効果と言って、要するに調べ過ぎだから出てきた、スクリーニングし過ぎたからでてきた”調べ過ぎの結果”なんだよ、ということなんです。だけど2倍や3倍ならわかるけど20倍、50倍、400倍なんていうのはスクリーニング効果で説明しきれないんです。にもかかわらず「だけど因果関係があるとは考えにくい」というのが政府と福島県の説明なんです。

患者たちは非常に逼塞した状態です。孤立して分断されていて、お互い185人の名前も顔も知りません。我々がそれを助け出すために「名前を教えてくれ」と言っても、「個人情報だから教えられない」ということで、一切わかりません。

そこで私たちが一計を案じて、じゃあこの人たちを助ける、経済的に支援するという運動を始めよう。そうすれば名乗り出てくれるだろう、ということで「3.11 甲状腺がん子ども基金」という運動を始めました。

ひとりについて 10 万円、アイソトープ治療を受ける人には 20 万円差し上げるという運動を始めました。あつという間に 3500 万円くらい集まって、いますぐに 80 数名の人に差し上げています。ということは逆に言うと 80 数名の氏名、住所、被曝状況、現在の状況が全部把握できました。それで、そういう人たちに団結してもらって、きちんとした政策要求を出していってもらわなければいけない、そういう段階なんです。

愛媛新聞2017.4.1

原発事故の国会事故調査委員会の委員を務めた同基金の崎山

東京電力福島第1原発事故後に甲状腺がんを発症した子どもを支援する民間の「3・11甲状腺がん子ども基金」（東京）は31日、事故当時4歳だった福島県の男児に療養費10万円を給付したと発表した。基金によると、男児は原発事故の健康影響を調べる福島県の「県民健康調査」後の経過観察中にがんが確認され、手術を受けているが、県は制度の対象外として公表していないかった。

## 甲状腺がん 4歳にも

### 「制度の対象外」福島県公表せず

比早子代表理事は31日、東京都内で会見し「健康調査に漏れがない」と発表した。原発事故の影響がないといふこれまでの説明の根拠が崩れかねず、大きな問題だ」と指摘した。

福島県は2011年から、事

故当時18歳以下だった県内全て

の子どもを対象に甲状腺検査を

実施。専門家による検討委員会

で結果を報告している。これま

でにがん、もしくは疑いがある

とされたのは当時5～18歳だっ

た184人のみだった。

基金によると男児の両親から

含め答えられない」としている。

療養費給付の申請を受け、今月に入つて検査を担当する福島県立医大に確認したところ、「4歳以下の例はない」と回答されたという。

基金はその後、男児の両親と面談し、診療報酬の明細書などで男児が県立医大で甲状腺の摘出手術を受け、通院治療中であることを確認した。

県民健康調査課の担当者は「検査で『経過観察』となり、通常の保険診療に移ったケースは反映されていない」と説明した。県立医大の広報推進室は「プライバシーに関わるため、診療を受けた患者がいるかどうかも



松本原告団代表に答える河合弁護士(共同代表)

そういうことをやっていたら、何と被曝当時 4 歳の子どもさんを持つ母親が申請してきたんです。僕たちは大変びっくりしました。というのは從来政府が言っていることは「被曝当時に 4 歳、5 歳以下だった子どもは誰も発症していない」「これは切尔ノブイリと顕著に違う事実だ」。

切尔ノブイリでは被曝当時 4 歳、5 歳以下の子どもがどんどん亡くなっていた。福島では全然そういうことがない、だから因果関係があるとは考えにくいんだ、という最有力の証拠にしていたのです。それが何と私たちがつくった医療補助基金（3.11 甲状腺がん子ども基金）の申請に 4 歳の子どもが来たんです。

そこで福島県に対して糾したんです。はじめは「そんな人はいません。そんなことはない」。「本当にそんな人がいるんですよ」と言ったら福島県がしぶしぶ認めたのが実はこういうことでした。

「『そういう人はいました』でもそれはこういうことで発表していないんです。1 次検査にかかり、2 次検査でエコーやったり細胞診やったり、そういうことで手術した子どもについては、その子どもの数を発表している。だけど、そこから経過観察という…手術まではする必要がないから、経過を見ましょうという、経過観察というカテゴリーがある…そこに入った子どもが、結局は症状が悪化し、手術になった場合には、発表の対象にしていません」というんです。

そんなことって！えっ！！僕らびっくりして「経過観察になった子どもが発表から漏れて、対策を立てるためのデータとしては不十分ですね」と言ったら、「そうですね」と答える。

「じゃあその経過観察になった子どもが今まで何人いるんですか」と聞いたら「2500 人いる」

と言うんです。それはただの 2500 人じゃないわけです。経過観察とされる子どもたちは非常に危険な領域にあるんです。しかも、そこからどれくらいの人が手術になったのか、僕らにはまだわからない。「それを発表しろ」と今、福島県にプッシュをかけています。

そうすると 185 人プラスいくらでしょうか。2500 人のうち、もしかしたら 200 ~ 300 人くらい手術しているかもしれないです。

そういうことを隠して、185 人しかいないという嘘のデータで対応策を決めているのです。嘘というか不十分なデータということです。

松本先生が言われたとおり、福島県としてはなるべく検査を縮小していきたい意向なんです。

今まで「はい皆さん、皆さんためだし、多くの周りの人のためですから検査を絶対受けください、なるべく受けてください」という通知を県は送っていたんです。ところが去年の夏は「こういう通知がいらない人は、その欄の○をしてください」。ということは「受けたくない人は受けなくていいんですよ」という誘導を始めたということです。

疫病対策とか、公害対策とか薬害もそうですが、徹底的に全部を調べて、それを見た上で対策を決めるというのは疫病対策の基本です、予防原則です。だけどなるべく調べたくない。「何でだ」と僕は県を追及したわけですね。「それは大変な負荷を（検査対象者）にかけるし、希望を強制するわけにはいかないんです、そういう風に専門家が言うんです」と答える。

たった 5 分ね、こうやって寝て、検査を受ける。それをさせないことがどれだけ尊重すべき理由なのか。それよりも、症状が悪くなってがんが転移したらどうするんだ、と言ったら、「ムニヤムニヤ…」。

で、ある新聞記者が言ったんです。「河合さん、徹底的に調べれば調べるほど患者の数が増えてくる。増えれば、福島のあの原発は恐ろしいものだったんだということになる。福島の風評被害にもつながる。だから福島県としてはなるべく調べたくないんです。」そんな状況に今なってきています。

僕たちは「3.11 甲状腺がん子ども基金」という闘いを通じて、もっと掘り起こしていく。このことを徹底的に追及して”動かぬ証拠”として政府と福島県に福島原発事故と甲状腺がんの因果関係を早く認めさせたいと思っています。認めたところでだったら、この裁判に持ち出せるかなというところなんですが、今の段階です

と、その問題に重点が移ったとして、時間がかかるって大変かな、ということもあって、それから、被曝の問題に詳しい弁護士が少なかったということもあって、確かに重要な論点であることはわかっています。

この被曝による健康被害というのは福島原発事故の中核です。というのは健康被害が怖いから、皆さんふるさとを出るわけです。家族をかかえて異郷の地で暮らさなければいけなくなるんです。健康被害があることでひどいことになるから家を捨てなければいけなくなるんです。財物損害が出る、それからお米をつくっても売れなくなる、魚が売れなくなる、全部が健康被害に直結しているんです。健康被害がなくなったら、そういうのも全部平気だったら賠償もしくていい、だからどんどんやっていいということになってしまします。

健康被害というのは問題の中核なんんですけど、政府と福島県の悪いたくみによって、今までのところそれが非常に鬱陶しくなっている。

だけど覆い隠しきれない状況になってきていることも事実です。

でも、僕たちが闘わないとどういうことになるかというと、何百人でも何千人でもみんな分断されていって全部「何だか調子悪いけど、原発のせいじゃない」という風に皆が苦しんで、そしてある人は死んでいく。分断されたまま死んでいく。そしてそのことが世の中に「なかつたこと」になる。僕たちが闘わなければそういうことになる。

こんな話ばかりで恐縮ですが、この問題が一番重要であるのは間違いないんです。例えば瀬戸内海がだめになって魚が獲れなくなる。どうして獲れなくなる？ その魚を食べば内部被曝するからです。最後に、皆さん寄付してください。3500 万円では足りません。ひとり 10 万円の補助では足りないんです。下記に連絡し、よろしければ送金してください。

**城南信用金庫本店 種別：普通**

**口座番号 845511**

**口座名義 3.11甲状腺がん子ども基金**

**ホ-ムペ-ジ <http://www.311kikin.org/>**

**TEL 080-3757-0311**

**3.11甲状腺がん子ども基金**

ひろかわ・りゅういち 194  
3年中國生まれの引き揚げ者。チ  
エルノブイリ原発事故周辺の取材  
に西側ジャーナリストとして初めて  
成功。写真誌「DAYS JA  
PAN」発行人。写真集に「新・  
人間の戦場」など。



原発事故に比べ福島の周辺  
住民の被ばく線量は低く、  
放射線の影響は起ころな  
い、と書き、次の数字を挙  
げた。

チエルノブイリ原発事故  
による小児甲状腺がん手  
術を受けたのは6千人。う  
ち死者は15人。

チエルノブイリ事故で被  
災し、甲状腺がんになった  
子どもの救援活動に私は20  
年以上関わってきた。そこ  
での実感と、日本の「専門  
家」が語る数字のギャップ  
に違和感を抱き続けてき  
た。

この死者数はウクライ  
ナ、ベラルーシ、ロシアの  
3カ国の合計で、ウクライ  
ナでは5人とされている。  
甲状腺がんを引き起こす  
放射性ヨウ素の半減期は8  
日間。数ヶ月でほとんどな  
くなるため、その後の甲状  
 glandがんは自然発生だけのは  
い。放射能による健康影響  
は話し合っているのだろう  
か、と。

福島県の「県民健康調査」  
検討委員会に何度も通つ  
た。専門家といわれる人々  
が県民の健康について話し  
合う。それを聞きながら、私  
はぎりぎりとしたむなしさ  
を感じることが多かった。  
県民の健康、特に子ども  
たちの健康のためにこの人  
々は話し合っているのだろう  
か、と。

長崎大名譽教授（昨年11月  
死去）らは首相官邸ウェブ  
サイトに、チエルノブイリ

東京電力福島第1原発事  
故の1ヵ月後、長瀧重信・

昨年夏、私は同国首都

研究所に甲状腺疾患の最高権

利能の影響は明らかでセシ

かわらず、社会に伝えら  
れていない。放射線量が年  
々増加する中、チエルノブイ  
リ周辺の人が住む汚染地よ  
りもはるかに汚染された地  
域で子どもや妊婦が暮らす  
よう勧める政府方針に支障  
を来すからだろうか。

かかわらず、社会に伝えら  
れていない。放射線量が年  
々増加する中、チエルノブイ  
リ周辺の人が住む汚染地よ  
りもはるかに汚染された地  
域で子どもや妊婦が暮らす  
よう勧める政府方針に支障  
を来すからだろうか。

ウクライナだけで201  
4年末までに甲状腺がんと  
診断されたのは事故当時0  
～14歳だった人が8006人、  
15～18歳だった人が2  
401人。妊娠中に被ばく  
した母親から生まれた子が  
202人。計1万609人

福島の検討委員会では、  
小児甲状腺がんの多発は過  
剰な検査が原因だとして検  
査自体を減らそうとする動  
きがあるが、論拠は疑わし  
い。放射能による健康影響  
についてはまだよく分からぬ部  
分があるとトロンコ氏は話  
していた。現実と真摯に向  
き合い、命と未来を守るために  
行動する「眞の専門家」が求め  
られている。

# 甲状腺がん多発、直視を

威とされるミコラ・トロンコ所長を訪ねた。同研究所では小児甲状腺がんの手術が集中的に行われ、統計が管理されている。トロンコ共同研究した山下俊一・福音堂立医大副学長ら実情を氏の話は驚くべきものだつた。

ウムなど他の放射性物質が原因かもしれないという。

日本にも、トロンコ氏と

共同研究した山下俊一・福

島県立医大副学長ら実情を知る「専門家」がいるにもかかわらず、社会に伝えら

れていない。放射線量が年

々増加する中、チエルノブイ

リ周辺の人が住む汚染地よ

りもはるかに汚染された地

域で子どもや妊婦が暮らす

よう勧める政府方針に支障

を来すからだろうか。

小児甲状腺がんで亡くな

った5人は手術後退院でき

ず亡くなった人数で、実際

は計265人が14年末まで

に死亡。退院後、転移など

での死亡例が多いのに事故

との直接の関連が確認でき

ず公式統計に入っていない

のだ。

福島の検討委員会では、  
小児甲状腺がんの多発は過  
剰な検査が原因だとして検  
査自体を減らそうとする動  
きがあるが、論拠は疑わし  
い。放射能による健康影響  
についてはまだよく分からぬ部  
分があるとトロンコ氏は話  
していた。現実と真摯に向  
き合い、命と未来を守るた  
めに行動する「眞の専門家」  
が求められている。

## 豆知識

大分合同新聞 2017.3.12

### なぜ甲状腺がんが注目される？

チエルノブイリで原発による被曝と健康被害の因果関係を IAEA(国際原子力機関)などの国際機関が認めたのは、原発事故から10年後の1996年だった。それも、隠しきれないほどの増加が見られた「小児の甲状腺がん」だけを事故の影響として認めた。

### 甲状腺検査

18歳以下の子ども約36万人を対象に実施。  
スクリーニングの1次検査と、より詳しい2次  
検査の2層構造になっている。

・1次検査

首に超音波（エコー）を当て、のう胞や結節（しこり）を調べる。その大きさで、A1、A2、B、Cの4段階に分類する。

A1 のう胞やしこりが見られない

A2 20mm以下ののう胞や5mm以下のしこり

B 20.1mm以上ののう胞や5.1mm以上のしこり

C 甲状腺の状態からして、ただちに2次検査を要する

B,C 判定は2次検査を行い、超音波検査、血液検査、必要な場合は細胞診など、より詳細な検査で悪性がんの有無を調べる。

資料：「県民健康管理調査の閣」日野行介

岩波新書より

# 5.11を終えて、仮処分審尋のゆくえ

異動により佐藤重憲裁判長が着任。5月11日第7回審尋は裁判長交替後の”新規巻き直し”となりました。

弁護団はこれまで、審尋の進め方を「基準地震動に絞りこむ」としていました。しかし、今後は①火山灰対策②住民避難の課題なども焦点化し争うことを確認しました。また、基準地震動についても島崎邦彦東大名誉教授（元原子力規制委員長代理）が地震の想定に使う一部の計算式で過小評価の可能性を指摘したこと等、新たな知見を踏まえ論議していく予定です。

さらに先般の大坂高裁決定、広島地裁決定についても問題点を指摘し論争していきます。

弁護団としては「早く判断してもらいたいのに変わりがないが、重要な事実がたくさん発生し、置き去りにできない」と考えています。

## 応援団の皆様、年会費の納入をお願いします

4月1日から新会計年度です。3口（一口千円、3000円）で別紙振込用紙にてお願いします。なお、今回から振込手数料の負担もあわせてお願いします。7月1日定期総会に持参されてもよいです。

## メールアドレス登録のお願い

4月にお願いした結果、約100名を少し超える会員の方にメール配信ができるようになりました。しかしこまだ全くと言っていい程不十分な状態です。

スマホによるアドレス登録もできます。下記アドレスに送信することで登録されます。

saibannokai@e-bungo.jp

## 総会(7/1)を盛り上げましょう

昨年7月2日、まだ熊本大分地震の恐怖が体に残っていたころの無我夢中の本会の”立ち上げ”でした。その後本会には多彩な顔ぶれが「伊方原発をとめる」の思いで続々集まりました。

顔見せ、気合い合わせとともに、冷静な議論で今後の道筋を立てていきたいと思います。なお議案書については当日配布とさせていただ

### 大分地裁での裁判の流れ

仮処分 本訴訟

16'

6.28 1名提訴

7.4 3名提訴

7.21 第1回審尋

8.10 第2回審尋

9.28 第3回審尋

11.17 第4回審尋

17'

1.26 第5回審尋

3.16 第6回審尋

5.11 第7回審尋

7.20 第8回審尋

10.11 第9回審尋



提訴

第1回口頭弁論

第2回口頭弁論

第3回口頭弁論

第4回口頭弁論

第5回口頭弁論

第6回口頭弁論

きます。（脱原発弁護団河合さんと大分県内弁護団のバトル討論も予定しています。時間切れの場合は交流会で続きの”場外”バトルも。）

## 署名総数46,441筆に！

5月11日に「公正な裁判をもとめる」署名を追加で681筆大分地裁に提出しました。

## 映画「日本と再生」上映会

7月2日(日) 10:00～

大分市ホルトホール3階大会議室

・入場料 カンパ

主催:グリーンコープ生活協同組合おおいた  
終了後,河合弁護士監督の講演があります。

## 編集後記

・松山地裁の裁判に大分県から約100名が原告として加わっています。含めると伊方原発をとめる裁判の原告総数（大分県関係）は500名近い大人数になります。もっとも松山地裁原告数は約1400名で、もっと大人数です。

・臼杵風成裁判では漁師部落の母親達が体を張って大阪セメント進出をとめました。大分新産都環境権裁判は、裁判は負けましたが住民パワーで8号地埋め立てをとめました。伊方原発3号機、とめるぞ。（森山賢太郎）